官刻

孝義録

山城、山和、[illegible]

和[illegible]

一

136
50
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

官刻

孝義録

山城 大和 河内
和泉 攝津

136
50
197

東京圖書館

和書門	傳記類	一三六二函	五八架	一二八號	五〇冊

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

由學館
明治九年文部省交付
TOKIO LIBRARY

孝義録凡例

一此書ハ寛政元年に命せられて御料私領の
善行ある者を書上しめ國郡姓名褒美乃
年月を書けり孫褒美なきも國郡姓名
をしるして世に傳ふ人興起する此心
あらハ風化乃一助ともなりぬんとて其の
中に特に勝れたる者ハこれを傳をきて
書ける孫ある姓名のよ小圏を加ゆそれ
此目ハ孝行者忠義者忠孝者貞節者兄
弟睦者家内睦者一族睦者風俗宜者潔白

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

者奇特者農業出精の類ひなり

一　孝ハ人の重しとするなれば他の善行多しといへども孝行をもて顕と婦ハ孝と貞と雅重れしゆへ小善行ひの至れる方にて名付く孝子ハ忠と兼ねるも又是に同し

一　國これ人ハ鄕里の善行ある者をもんぜめんるものたやすからんこうため小御料私領の地の雜事あるに拘らず國をもて志をもつ城下の分ハ某の城下と記して郡名を除き城下にあらさるハ郡名をしるせり城下郡中とも

小名住所の地名をしるし一家ハもとより一村一町といへども一事にかまるハ初一人ハ地名をしるし次ハ同所としるす同時ハ褒賞あるしも其行状をしるものハ人ことに地名季號を記せり

一　國とをわかてる中に御料を先とし私領を後とし私領の給知志をしにはく給知といへども領主より褒賞せしものハ領主の中より加ふ領主ハ領ハ當國の城主をさ紀とし他國の城主を後とす城主にあらはるも

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

陳屋ある所をもとゝ次熟て家督の次第に
かゝれ領地の多少により領地をしこき
家のハ家の新古によりて席をなす書と
し後に任賀改名ありといへども物の名を隔ひ
事記し元の領主の褒美をしを今の領主
より書とするハ家をもとの領主の名をしる
其年の次第を立ることは舊き後先とし
新しき後とす支配領主の有したまる毎
に古きにかへりて志るに又ふて度褒美の者
も先の季によりて次第を定む但しし先

和領にて賞美にあつかり後御料となりて
御褒美ありしハ後の年にしたゝふ支配所
御領地といへども其つかさゝるものより
褒美せしハ御の字を加へ事

一 傳文の中に今年とかきあるハ褒美せし
季をいひ事より幾季おとかきあるハ褒美
せし年よりかゝる

一 百姓町人又ハ寺僧のこめる者凶年に人を
救へる者ひ多し志ひしく省きて後に此事
里祢主醫者の類其業を勤め又ハ高年

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

によりて褒賞ありしハ志るけれど書上しうち
小さき義意以下の者ハ志るし徒以上乃老ハ記さず
一親の歓討ハ非常のるすなきハ附録に志るし
一江戸乃市中ハ者のうちに君父乃急を救ひん
かゝめ手足乃指をきりハ川ならけるに澄樓と
なして祈へ出し者ありて志をあハきみて一
時乃褒賞ありといへども人をとしへ来をへき
事なるゝねハ省さて祀さし
一非人穢多ハ新ハ一行を画てて其國の未
了記して良民にまゝり

一傳文ハみる人乃通し安かんかため俗語を書
とし或ハ國々ハ方言ふて耳なき詞あり
又ハ所々乃風俗ゆて文字ハ書き海かきまゝる
をあまゝと皆書上しまゝに志るして改めと
一人名手齢地名又ハ褒賞あるし年なと
詳なるさゝかるの何ゆ是ハ問ふといへども其
事いかゝ明らかなるハ後小書補さんか為り
志ひらく方圓を加へをく意のなり是

孝義録惣目

卷之一
山城國　大和國
和泉國　攝津國

卷之二
伊賀國　伊勢國

卷之三
尾張國　參河國
遠江國　河内國

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

卷之四
駿河國　甲斐國　伊豆國
相摸國
卷之五
武藏國上
卷之六
武藏國中
卷之七
武藏國下　上總國　下總國
卷之八
常陸國
卷之九
近江國　美濃國
卷之十
信濃國
卷之十一

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

上野國　下野國
卷之十二　陸奥國一
卷之十三　陸奥國二
卷之十四　陸奥國三
卷之十五　陸奥國四
卷之十六　陸奥國五
卷之十七　陸奥國六
卷之十八　陸奥國七
卷之十九

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝義録惣目

陸奥國 八
卷之二十
陸奥國 九
卷之二十一
陸奥國 十
卷之二十二
陸奥國 十一
卷之二十三
陸奥國 十二
卷之二十四
陸奥國 十三
卷之二十五
出羽國
卷之二十六
若挾國
卷之二十七

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197
ガラス使用

越前國　加賀國　能登國
越中國
卷之二十八
越後國上
卷之二十九
越後國下　佐渡國
卷之三十
丹波國　丹後國　但馬國

因幡國
卷之三十一
伯耆國　出雲國　石見國
隱岐國
卷之三十二
播磨國
卷之三十三
美作國

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

卷之三十四　備前國
卷之三十五　備中國
卷之三十六　備後國
卷之三十七　安藝國上
卷之三十八　安藝國下　周防國　長門國
卷之三十九　紀伊國　淡路國　阿波國
卷之四十　讃岐國
卷之四十一　伊豫國上

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

巻之四十二　伊豫國下　土佐國
巻之四十三　筑前國上
巻之四十四　筑前國下
巻之四十五　筑後國　豊前國
巻之四十六　豊後國
巻之四十七　肥前國
巻之四十八　肥後國上
巻之四十九　肥後國下

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

卷之五十
日向國　大隅國　薩摩國
壹岐國　對馬國
附録

孝義録卷之一

山城國

○孝行者　京都町奉行支配所　町人借屋但赤尾屋
新町通下長者町下元頂妙寺町　清七　十八歳　寛政三年　御褒美

○奇特者　同支配所　先年寄遊屋
室町上柳原町　利才　四十五歳　寛政三年　御參

○奇特者　同支配所　年寄山形屋
新町通二條下町　庄会湧　四十七歳　寛保二年　褒美

孝行者　稲葉丹後守領分　百姓
久世郡市田村　太会湧　三十八歳　宝暦元年　褒美

農業出精　同領　百姓源之允父
久世郡林村　宗圓　八十歳　明和三年　褒美

孝行者　同領　百姓
久世郡林村　茂八　四十二歳　明和四年　褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者 同領 久世郡佐古村 百姓 忠三郎 四十四歳 明和五年褒美

忠義者 同領 淀城下下津町 町人六左衛門下男 佐兵衛 三十四歳 安永四年褒美

奇特者 同領 淀城下納所町 年寄 九兵衛 三十九歳 天明七年褒美

奇特者 同領 淀城下納所町 年寄 七郎兵衛 六十四歳 天明七年褒美

孝行者 同領 淀城下納所町 町人金三郎娘 やせ 十六歳 寛政二年褒美

貞節者 木村宗右衛門知行所 乙訓郡勝龍寺村 百姓茂右衛門妻 いさ 三十歳 寛政二年褒美

奇特者 槇尾山西明寺領 葛野郡中川村 百姓 伊右衛門 六十二歳 天明八年誉

孝行者清七

清七ハ京都新町通下長者町を下ル元頂妙寺町の借
屋にすめりおさなき名を駒吉といふ九歳乃時母のはゝと
いふもの世話をつれて赤尾屋清七に嫁せしより継父
実母ふたりにつかへしか継父病にふして世わたりわさも
おこたりけれハ初こま身にひきうけ昼夜となく父を抱し醫
者をまねき服薬せさせいさゝかなる商をなせとも継
父の好める物ハもとめてすゝめ病のいゑんことを佛神
にいのりさらにおこたらさりし天明八年大火の
時も継父をたすけてひとをたすけ親しき

ものを粉みく備完せしかかる者なきは人々乃あは
きとをうけ聖業なとあさなひてやうしき世を
ひさきまて純父を寛政元年七月病まり今はのき
もとり弱者の年若さ身にんをおして書ひくき
しことは言葉にも乃へかうしといひそうせけると
せ重後名を清七とあらはせ寒暑をいとはれ
豆粟をひかんもて已か業をもけ毎と弟を書ひ
もさきもひあしさ時にも毎にはいはみくよ兄さ母に
いひなしいさかも商乃利あきはとく告て悦もし兄
外まて孫しき果又は味よ兄物をみきはかるらす

持かへるまて見をもらめ世乃法孫の行義正しくて
奢かましき事なく暇あきは諡をうゐひかるに
も小欲淨母まなかりふ仏也しさ婦をは口もさむ
事なし毎しは佛に御うける事乃ミをすゝめ事
にも親手法ふ母ひさを教へられは同三年井上英
濃守菱沼下野守町奉行をまし時皆えあるし
にそれ五月御褒美あるまて銀そくもくをるはる
なり

奇特者庄会湯

庄会湯は京都新町通二條をもる町乃年寄なり家

名を山形屋といふ寛保元年三月十一日の夜庄会濤の
住る地の場なれ二條通ふくく新町を東へ入町外屋
長右衛門の家より火おこりまけるに庄会濤をのの家
をもかへりみと町のうちをかきめくりて火事
あるとくあらみをくへよといふ屋にて火消の者
よせ来まるの水の手よろしくれハ忽にうちけし
ぬしかしかしこまり庄会濤の力のいたす所なりと
て町のうちの者相よりて銀三枚を贈まるより
庄会濤いへらくかゝる事ハ年寄役のことに勤む屋
きわさなり此度謝礼をもうけそらハこと又手

あやまちなとあらん時かまいハ謝禮をうけんか為に
あらふ志とせしなときこえんにて後の年寄役の
ことの堂に急して屋むへさもよりかゝし来く
のためよろしからはとて津ゐにその謝礼をうけ
さるましと我又同し町に住る外屋長右衛門かゝへ
をける屋敷四軒のうち二軒を百足屋徳会濤といふ
ことの買得て手形なとあらためしかすへて家一軒
しつさて何程といへ侍役のさらめあまいハ二軒若
おりて口をよりしに一尺八寸すらすとてとらく
いひしを庄会濤のあいかひにく事故なくすこし

かたち長太郎より者を贈ましるなをもうけて同し年
庄会清年寄役かたるへきさ時芸にならぬまと今
三年かたらて法とめよかしと町のうちの者ふそり
こゝめいぞけるふさ紀くの定なまは銀三枚を贈り
ぬるに年久しく雇ける番の者その法火にあひ
くるまとも見をとらせて彼屋作らせくりかる奇特
の者なまはいとて同二年馬場瀬彼る三井下総る町
年行なるし時当同そこまくあるへて賞せり

大和國

奇特者	御代官支配所 宇陀郡小附村	火庄屋	庄右衛 歳不知 享保六年 御褒賞
○孝行者	菱堂和泉守御預所 宇陀郡拾生村	年寄	平三郎 平四歳 寛暦四年 御褒賞
奇特者	植村出羽守御預所 葛上郡東佐味村	組頭	落合平会清 五十一歳 天明二年 御褒賞
奇特者	同御預所 同所	平会来拝組頭	落合儀助 三十六歳 寛政七年 御褒賞
奇特者	同御預所 式上郡初瀬村森町	庄屋	利左衛 四十五歳 寛政七年 御褒賞
孝行者	織田豊前守御預所 宇陀郡菱野村	百姓	長会清 四十六歳 天明三年 御褒賞
奇特者	同御預所 山邊郡仕山村	庄屋	源八 六十七歳 寛政元年 御参会

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

奇特者　清水殿領分　山邑郡西井戸堂村
奇特者　同領　同所
奇特者　同領　同所
奇特者　松平甲斐守領分　平群郡壱分村
孝行者　同領　廣瀬郡大場村
奇特者　同領　郡山城下本町
孝行者　同領　平群郡椋原村
孝行者　同領　同所

百姓　武会清　七十六歳　寛政六年　褒美
武会清悴　会吉　四十一歳　同時　参
同甥　吉太郎　四十八歳　同時　参
百姓　三右衛　歳不知　元文二年　褒美
百姓吉七娘　むさ　歳不知　寛保三年　褒美
町人借屋伝蠟燭屋　安会清　歳不知　宝暦三年　褒美
百姓　茂九郎　三十六歳　宝暦五年　褒美
茂九郎妻　きり　二十一歳　同時　褒美

○忠義者　同領　郡山城下蔵町
孝行者　同領　添下郡野垣内村
孝行者　同領　平群郡菜畑村
孝行者　同領　葛下郡下田村
奇特者　同領　葛下郡中筋村
奇特者　同領　郡山城下柳町五町目
孝行者　同領　葛下郡南今市村
孝行者　同領　同所

町人吉屋忠会清下男　庄六　歳不知　宝暦十三年　褒美
百姓吉会清悴　庄会清　歳不知　安永元年　褒美
百姓　忠右衛　死後　安永二年　褒美
百姓　長六　三十八歳　安永四年　褒美
百姓吉会清兄　吉七　五十歳　安永五年　褒美
町人竹屋　源六　四十三歳　安永五年　褒美
百姓　次郎会清　四十三歳　安永八年　褒美
次郎会清婦　たけ　四十七歳　同時　褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者　同領　葛下郡平野村　百姓　九平次　六十三歳　安永八年褒美

孝行者　同領　同所　九平次妻　なを　五十一歳　同時褒美

孝行者　同領　添下郡新村　百姓清六忰　源六　二十一歳　安永八年褒美

孝行者　同領　同所　同　冨松　十七歳　同時褒美

孝行者　同領　同所　同娘尼　貞讃　二十四歳　同時褒美

孝行者　同領　郡山城下新町　町人借屋住綾屋平六忰　半次郎　二十七歳　天明二年褒美

奇特者　同領　添下郡三碓村　百姓　利兵衛　六十九歳　天明五年褒美

孝行者　同領　郡山城下東岡町　町人ぬじや三八娘　むさ　歳不知　天明七年褒美

孝行者　同領　添下郡三碓村　百姓新右衛門妻　もや　三十六歳　天明七年褒美

孝行者　同領　添下郡菅原村　百姓金四郎忰　孫次郎　三十三歳　天明七年褒美

孝行者　同領　郡山城下奈良口町　町人錦屋庄次郎忰　守八　十四歳　天明七年褒美

孝行者　同領　同所　同　蔦吉　十一歳　同時褒美

孝行者　同領　添下郡小矢田村　百姓源八忰　三之助　十三歳　寛政元年褒美

孝行者　同領　郡山城下奈良町　町人　清蔵　十四歳　寛政二年褒美

孝行者　同領　郡山城下柳和町　町人絹屋　三郎兵衛　五十七歳　寛政三年褒美

孝行者　植村出羽守領分　高市郡観音寺村　百姓左兵衛後家娘　小ゆき　四十五歳　天明七年褒美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』 請求記号 136-197
ガラス使用

○

孝行者　同領　同所

孝行者　行相主膳正領分　添下郡筒井村

奇特者　同領　添下郡筒井村

孝行者　同領　添下郡小泉村

孝行者　同領　添下郡小林村

忠義者　同領　添下郡西村

孝行者　織田豊前守領分　山邊郡匂田村

孝行者　菱堂和泉守領分　添上郡小椋原村

同

無田百姓　　無田百姓

百姓　　百姓

百姓　　百姓　　百姓

百姓　　百姓助七郎娘

く小　三十四歳　同時　褒賞

忠三郎　四十六歳　安永六年　褒賞

平次郎　三十七歳　安永六年　褒賞

傳次郎　三十一歳　安永六年　褒賞

權右衛　四十二歳　安永六年　褒賞

武助　六十八歳　安永六年　褒賞

十五郎　四十二歳　天明元年　褒賞

ちよ　三十四歳　寛暦六年　褒賞

孝行者　同領　十市郡池之田村

孝行者　同領　同所

孝行者　同領　添上郡田原郷和田村

孝行者　同領　添上郡古市村

孝行者　同領　同所

奇特者　同領　山邊郡切幡村

孝行者　同領　山邊郡岩屋ケ谷村

孝行者　同領　十市郡横井村

百姓

平八妻

百姓菱四郎娘

無田百姓五郎助娘

同

店屋

百姓

無田百姓助助伴

平八　三十七歳　安永元年　褒賞

さく　三十歳　同時　褒賞

ちよ　十一歳　安永四年　褒賞

姫さ　二十六歳　安永七年　褒賞

い甚　二十四歳　同時　褒賞

清五郎　四十九歳　天明五年　褒賞

弥七　四十六歳　天明六年　褒賞

善太郎　四十五歳　寛政三年　褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者　同領　添上郡矢田原村　百姓　伊三郎　四十七歳　寛政三年褒賞

○孝行者　菱堂庚子世領分　添上郡和尓村　百姓　吉兵衛　十七歳　明和五年褒賞

孝行者　織田式部知行所　宇陀郡西谷村　百姓　徳右衛　五十九歳　寛政六年褒賞

孝行者　同知行所　宇陀郡長峯村　百姓弥助妻　また　三十五歳　寛政七年褒賞

孝行者　奥福寺領　添上郡木辻村中町　町人鞘師　幸助　二十九歳　寛政元年褒賞

孝行者　同寺領　同所　幸助弟　長四郎　二十一歳　同時褒賞

孝行者　織田若狭守領分　山邊郡匂田村　職多　金七　四十二歳　寛政二年褒賞

孝行者平三郎

平三郎ハ宇陀郡拾生村乃年寄百姓なり父を仁右衛といふ若きより農事に力をたし卿乃事にくも親乃心ましまるいとその妻も又吏に従ひ朝夕乃孝養をこゝある事なし父仁右衛も生まつさ正直にして律義なる者なれハ父子乃冒瞻しく佛神を信し不乃者にもよ此人と称せられ是年より至ゆまて身健にして平三郎夫婦の者乃孝行をよ後世に常に張やうなる事を出のこゝ是ハ年ことに盛頭もるをきあたり乃子ともを教えて

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

我庭ニ踊らせたのまゝ夫婦もうちましまして父
乃心を楽ましむ常に物のたしに父母のいひ付
あらはし事又ハ病あるまし時いつまゝ此業にて
快かるましなと書をさき或ハ親に待ふるつさよ
うしきんあらときけハ時更にそろ孫行ていうしてう
親乃心にかなひ給ひしなとその待ふしも積をせふ
仁右衛門外ニ出るときハ夫婦共に立ハ無事ならぬと
見をくり歯ハ此ならひ迎ひに出ることを又かくのとし
平三郎男女をもめし待ふ程乃者なまゝと夫婦ハ
みけりに仁右衛門ハ此さ婦しをそをけ食事すむる

目ハ自けく心をましぬ母ハ二十年あるりさ程に世を
ありせしかは父乃老をあるとも老たるうも
をめしをさ例にさつくりしめ何事にもあまゝ老たる
人乃心にまかりさよくはかへよかしそんにあまかるふ物
なるハ父なりしん後りハ母ともおりひなしなん所とひ
ふくめしかはうくしも歯めやうにぐくはへしとせをさ
ころ平三郎子をうしなひし時父仁右衛門も平三郎ハ
かけさはせしひ屋ハ仕くかなしひなまゝハ其心をや
まめんとてこれからのかけきを思ひにうこなとうた
ゑて父ハ力をそへうり二十年まくりさ程に父母のこの

あらを木にくく刻ミ箱に入をさ一夜にくも外に
至ときる時ハその箱を首にかゝゆきみつゝ物くふ
ときハ蒸て箱より入壺から膳具とも出くまへて
乃物をワりちそなへ夜ハちいさき蚊帳を周り
扇をてあふきけるのまゝの耕ま田畑ともにゆきこのふ
年あるときハ一とをに二夜か乃箱を志りにかゝゆて
その所をめくり箱のふたを開きて年乃なりも
ひ乃事なとかくしてうるまふし家にありていうせ
にし母の縁ま日ゝに食をそてまつる食後にハちい
さき煙草盆をもへ夜にもなまハその日ハあらまし

いゝあらかさとく物語しかり其孝行ハさらにもいはし
年なり役にもあまは村乃事ハ法りさとまは留家乃事
につきていさゝかも道ならぬ事なく親族にむつる
志くめしけるふ男女にも情深く家もゆゝ足しきに
いそらす年ゆゝ火乃いましめをこゝあらす夜おとよ
こつゝ竈乃灰ま水そゝきなとしかり又そゝ志
賣事を業とまはハ朝出とふ炬事一把を箱に入
て神棚乃おにさけていそゝきけかゝりまはは
其所ハ居屋年なりとゆへ者寶暦四年おわや
其所乃地をあつりて貢とりおさむる伊勢ハ古

市乃役所に訴へて其行状を乃へしかハ藤堂和泉守
其より行ひをかく聞しき八月銀をあたへて賜りけり

忠義者庄六

庄六ハ添上郡京終村庄三郎か子にして郡山の城
下藺町乃町人要屋忠兵衛か下男也寛延元年より十
年をかきりて忠兵衛か家に仕ふる此忠兵衛眼を
やみて盲となりけれは子供あまたありて家
貧しく朝夕の事もなりかたき夜もすからなけきしを
庄六ハ主乃かなしみによりて盲となれハ紙を漉ひいたる
事をあはれとおもひて只忠兵衛か家のたちゆくやう地

事をのミおもひけれハ主あまたハ人に奉公をもなし
てその給へものを主の家のたすけとなしさは紙にそえ
おし夜なとも賃物となしぬまたハ家に日も給さそ
走りまはり川又その業によりて二三里へつかひ
する所に日ことに事あつかひをなしうけて夜ふかきに
やとりを出夜にいりてかへるにハかならす其主乃安否をとと
ふ忠兵衛酒を好みけれハ給銀にて求めて是をすゝむ
其もてなして遠き所にゆきて夜たちとかしてかへるも
盗ましからんこれハ先の中よりにとりかくその業たく
てかへりて給りしかハまた事あらハ父をなけとして志ん

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

めんなといへと一夜もかへるまいり孫ハ志ろもとなくはと
こゝ取ことにかへるまささて十とせみちて親乃もとに
かへる爲きゝ之乃娘雖又とくかくて庄会傳ゝもと
りゆきて志とし季みちぬまいかへりて法ふまつる
爲きを之乃あまるに多門しくおくしまいあまる
乃子とも人となんまくいりまにつゝへまりしさといふ
り親もゆれしてその心に両りせてきり宝暦十
三年十月頃之より後そこよくの賞をあらふま
ことやその時庄六行状といへる記と書乃事なるをやや
こゝにて梓にちるまさめけるとなり

孝行者小ゆ里

孝行者くに

高市郡観音寺村百姓庄会傳といへ居るものまいり
男子ハなくて娘四人あらりけるとより家貧し
うまいは妻とも小耕しけるゝ庄会傳年ころ目をゆゑ
こゝ記と門ハ志るゝとゝ門をおほろなれ中風の病を
さへかさ孫て耕さつさも心乃まゝなるす婦乃小
ゆまといへ居に聟とりて年なりまゝかるまいさ相
けるゝいもなれ中もおもふまゝなりて出ゆきぬくて
是父乃心もかなへる人のあるへくもゆゑしとりも

かくにも他人乃いまきまさんまは老ある人の心は
うひあまぬへしとく中乃ふたりをハ外によめ
世末のくにともに末し後やまとく二親を養へ
見父乃むぬにもあまはいとてそのうちハむこをもいま
すしてまとぬ母もやまひある身なる後二人して
そまとまゆまいらせいかなる事にも法四たらふる道
左立清法なに同志ゐとなり家乃内にハ立居なら
孫をもとり厠手ゆくこともかなまは妻をそのゝ
て四かんとする時もにゆまくにいかなるまわさありて
ことよしまれて志をくぬまとまさることなし日毎

まかなるく耕しくさきらよりまく家にかへまて
倦まる多あまはハ茶何らぬ物もらめたまして又
田面にまきぬ豆ハ紅孫りまと夜ハよもまとら里人
乃いらふ法りハ夕けをすらめ物や志川まるまては
芋うみ糸くりてまつるなる代にかへ外に出まを
何にくもめつらかなるもの家つとにし父乃よまひ
かくふさて後さむこさ法ハ知るよるわるまと火に乃ゝ
あたり居く冬の初より卯月の時までハ門ゐまに
もお面をなしくあるく室あたらかに石より泥時ハ草
履法くり縄なひなとまきさみとせしを見ハ父の

孝行者善玄濤

深上郡和尓村乃百姓善玄濤ともよりの貧者なれ
ハ父仁玄濤見くるしき病りぬし母も眼やミ
ゆゑをその身も人りいかへなりて衆にもなきも
も親をかへりみむ事をよひさむさろゆゑと
まうさけまいハ膿血乃中日麻てワの身をもて
あまてめ光ま食物をさしむるにも膿血のいて
なりしさほまゆゑあまりハ我あいめくをのハ
食少しあゑひて郡山へ菜賣に出さとも
なひきれものハ飯酒なとのみくらひさまと云

善玄濤ハまつに解ぬるいをかひゑ一いハをのき
この後を至しなひ一いはもらかへるまく父より
すゝめしかは郡山の邑に拝くときけハ父もたの
しひまち居かるに見えて聞しかくへのもれも
皆なみたがとして感しあへ李仁玄濤の母れ大坂
より居事るも世をつくるまさ迄しくて仁玄濤
かれとにかゆり来りしかハをれ不をわかりを両
をしに後にもあゆむこともらるしくてありし
をよくゆまとけ至しなれしの明和四年正月に
うせぬ母乃やまひも日にそひて年なりしかゑ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

それ身乃法とめの給銀をもらく療養をなせし
かしある目醫師乃廿日の間とも志すこ仮事
療治せしよろしかんといふ事その身一錢のこ
くよへ事ふなけまいこ乃平次郎にあらず年の
給銀の半をさひ廿日限の療治せしかそのまゝし
なくて川ゐに目志ゐとなりぬ平次郎もあまれ
かりて銀そこくをあらへしかと人よ法人恐て
其目しゐれ母屋しなひかくしかそて家にかへり
てやしなひしに同七年六月より五十七歳年
事うをぬ領主もかまつの孝りをこさ志のゆと

志とのをしへともなすれりしかそてをとてし若
十二月日若会湯の身を終ゐ面よりく米をあこ
へて慶賀をしとれ

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

河内國

○孝行者　御代官支配所　讃良郡三箇村

○孝行者　同支配所　同訴

奇特者　同支配所　丹北郡河邊村

孝行者　松平甲斐守領分　讃良郡中垣内村

孝行者　同領　同訴

○孝行者　大久保加賀守領分　交野郡打上村

孝行者　同領　交野郡渚村

無田百姓　又右衛門妹

百姓綿屋

百姓權助伴

同

百姓

百姓

又右衛門　二十五歳　寛政二年御褒賞

小さん　二十二歳　同時御褒賞

徳兵衛　五十八歳　寛政六年御褒賞

新六　歳不知　宝暦元年褒賞

松之助　歳不知　同時褒賞

嘉七　四十三歳　明和七年褒賞

伊助　三十四歳　明和八年褒賞

孝行者　同領　交野郡茄子作村　百姓　文右衛門　年六歳　天明五年　褒美

忠義者　秋元但馬守領分　八上郡若菖根村　百姓源左衛門下女　もよ　年廿七歳　天明六年　褒美

奇特者　市橋下総守領分　交野郡星田村　年寄　彦五郎　年五十八歳　安永八年　褒美

孝行者五右衛門

孝行者小さん

又右衛門ハ讃良郡三箇村なるところの百姓なり
五右衛門ハ十一妹小さんハ八歳の時より親の五右衛門を
いたはりの病労の病にて足腰ともにかなハねハ
まつしき家貧くて薬をも求めかたく母も病かち
なれハ身にかへてまつ川なやましめたるを今の五右衛門
幼きより人に雇れて賃銭をうけて父母を
養ひ妹も側にあつて母抱きしか安永七年に父
も死し母も打つゝきて病つよくあゆむ事もかなハ

孫もいよくしきさかひまゝらし刈しを村乃爲もけ
をゆゑく屋うくに世を渡りましに人の田を耕せて
我清とめかまるくに母を屋しなひしか妹乃年宮
をけぬまゝ以川ゝにもよひかもとめよなと人乃
いふ事老ある母を見すてんさとのかなしくて此も
入せ爲太郎ハ村長又ハ親族乃もとにゆくとてもゆ
母にいとゆさひ事もてゝハとく帰りまてまみえす
へき爲世渡りのかゝ紀を志らせ以爲母乃心のやせ
かゝむ事を乃ゝいひさかせかり家乃例日ゆゝ三
田畝乃畑をしに母乃出れめるゝ物をうへ蚕て天氣よ

きさろハ母乃手沙のゝ作るへきためにしたらかゝ其
りたまけて老乃すさひとおさしむ此地ハ大坂の市
日ちかく演劇につきて網引船人なと打笑りあら
ぬるものゝ多く正に清さきをるハ心なひをる者乃ゝ
ゆゑ意れてとまり志らぬゝ多き中にかゝ爲孝行の
いちしるしきによりてをの沙ゝ百姓のかゝともあり
一村乃風俗にもうけりましかも寛政二年九月出代
官行垣之右衛門中よりて爲太郎と小さんに御褒美
乃銀ゝあらはしなり

孝行者嘉七

茄七ハ吏野郡打上村乃百姓平三郎ヶ弟なり父ハ
目志ゐ兄も物くるはしき病あまたハ世のいとなきに
すへり孫て村内乃ものに清くへ孝云乃眼り親の機
嫌をとひ面風はけしく雷鳴時も深夜といへとも
走里ゆゑされてなし又体日毎にも父を背ぬひ
こゝ寺にゆきなとしかり寶暦十一年八月日父を
う勢兄乃病を念にしかも母茄七にいへなき父ハ
なく所り給ひ兄乃病もいえすまたハ別家にもある
伯母乃許にゆきて孝子となまたしさあらハんを
安かんといふ日親乃あふせそむきかたけまと兄

も子もあまたまて世紀もひもなやましくとし
病ゆゑひにある事もあらハいかハせむ母のいはさむ
なとハ毎此まにていらもやといひしに伯母を年
たいすまたハ外より養子して家清せかりいたして
兄乃病ふたゝむ母こ里世わたりもなくしから孫ハ人
日清かへ居なから夜もいふ孫す草履草鞋を清く孝
胡とく起て正に入業とりて兄乃ことに繕りさて
主人乃家にかへる也月夜りハ兄の田畑を見めくり
なとして力をそへ事またハ明和七年二月に慶賀と
して為目そこまくをあるこへ拾年ゝに米とらせ

和泉國

孝行者　堺奉行支配所　蔵屋敷町

○孝行者　御代官支配所　南郡下池田村

○孝行者　同支配所　同所

○孝行者　同支配所　同所

○孝行者　同支配所　同所

奇特者　同支配所　日根郡尾崎村

奇特者　国安殿領分　大鳥郡深井中村

町人日雇稼

百姓

長三郎　歳不知　元禄七年　褒賞

[illegible]右衛門　三十四歳　寛暦十二年　御褒賞

[illegible]婿

きく　四十二歳　同時　御褒賞

同

さ[illegible]　三十八歳　同時　御褒賞

同

[illegible]里　三十六歳　同時　御褒賞

庄屋

吉田九右衛門　五十歳　寛政四年　御褒賞

庄屋

外山安右衛門　四十二歳　寛政二年　[illegible]

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

奇特者　一橋殿領分　泉郡府中村
奇特者　同領　同所
孝行者　同領　泉郡坂本村
孝行者　同領　大島郡長原村
孝行者　同領　同所
孝行者　岡部美濃守領分　日根郡市場村
孝行者　同領　同所
孝行者　同領　南郡加守村

醫者　玄節　七十七歳　安永二年褒賞
玄節悴　尚水　四十八歳　同時褒賞
百姓末之湯娘　志　二十七歳　寛政三年褒賞
百姓　七之湯　三十七歳　寛政三年褒賞
七之湯才　忠之湯　三十歳　同時褒賞
吉田百姓長左衛門娘　よ　三十二歳　延享四年褒賞
同　せ　二十四歳　同時褒賞
百姓　七之湯　三十歳　宝暦二年褒賞

孝行者　同領　日根郡幡代村
孝行者　同領　日根郡大苗代村
孝行者　同領　南郡沼村
孝行者　同領　同所
孝行者　同領　南郡尾生村
奇特者　同領　南郡尾生村
孝行者　同領　日根郡上之郷村
奇特者　同領　南郡尾生村

百姓　長四郎　四十八歳　安永元年褒賞
百姓　權右郎　三十五歳　安永元年褒賞
百姓庄之郎娘　きよ　三十歳　安永二年褒賞
同　そよ　二十三歳　同時褒賞
百姓　平之湯　三十七歳　安永二年褒賞
百姓　右三郎　三十五歳　安永二年褒賞
百姓　六右湯　三十七歳　安永三年褒賞
百姓　八之湯　四十四歳　安永四年褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

奇特者　同領南部郡尾生村　百姓　仁之清　四十一歳　安永四年褒美

孝行者　同領南部郡尾生村　百姓　吉之清　五十六歳　安永四年褒美

孝行者　同領南部郡尾生村　百姓　喜右衛門　三十六歳　安永四年褒美

孝行者　同領南部郡小湘村　岸田百姓　戸右衛門　四十九歳　安永四年褒美

孝行者　同領南部郡岸和田村　岸田百姓彦之衛尼介ちやう娘　いち　二十四歳　安永四年褒美

孝行者　同領日根郡安松村　百姓　権三郎　三十三歳　安永四年褒美

孝行者　同領日根郡嘉祥寺村　百姓七平娘　もり　三十一歳　安永四年褒美

奇特者　同領日根郡嘉祥寺村　岸田百姓　五郎右衛門　七十八歳　安永四年褒美

孝行者　同所　郡右衛門娘　より　二十九歳　同時褒美

孝行者　同所　同　かん　二十五歳　同時褒美

孝行者　同領日根郡日根野村　百姓　重助　三十六歳　安永四年褒美

孝行者　同領日根郡中村　百姓　治七　三十六歳　安永六年褒美

孝行者　同所　治七妹　きさ　三十四歳　同時褒美

孝行者　同領南部郡野村　岸田百姓　新作　三十八歳　安永六年褒美

孝行者　同領南部郡下松村　百姓仁之衛妻　やよ　三十六歳　安永六年褒美

孝行者　同領岸和田城下浜町　仲仕　久七　四十一歳　安永七年褒美

○孝行者　同領 岸和田城下濱町　町人桶屋　勘六　四十二歳　安永七年 褒賞

孝行者　同領 同所　勘六妻　とめ　三十六歳　同時 褒賞

孝行者　同領 同所　同弟　吉之博　二十八歳　同時 褒賞

孝行者　同領 同所　同妹　さん　三十五歳　同時 褒賞

孝行者　同領 岸和田城下濱町　町人蒲鉾屋　權右衛　四十八歳　安永七年 褒賞

孝行者　同領 岸和田城下濱町　町人大津屋　源義　三十六歳　安永七年 褒賞

孝行者　同領 岸和田城下濱町　町人魚商　權助　三十七歳　安永七年 褒賞

孝行者　同領 岸和田城下濱町　撮師　作次郎　四十五歳　安永七年 褒賞

孝行者　同領 日根郡馬場村　百姓　甚助　四十一歳　安永七年 褒賞

孝行者　同領 日根郡東長瀧村　百姓　善六　三十五歳　安永七年 褒賞

兄弟睦者　同領 南郡野村　尼亮説妹　さか　六十六歳　安永七年 褒賞

孝行者　同領 南郡中村　百姓 五郎右衛門後家　きく　二十九歳　安永八年 褒賞

奇特者　同領 日根郡楠畑村　百姓 五郎右衛門姪　なき　四十八歳　安永八年 褒賞

奇特者　同領 日根郡畠中村　百姓　三九郎　二十六歳　天明元年 褒賞

奇特者　同領 南郡上松村　百姓　善右衛　五十六歳　天明二年 褒賞

奇特者　同領 南郡上松村山下　百姓　七右衛　四十一歳　天明二年 褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者　同領　菊郡三ケ山村　百姓
久四郎　四十三歳　天明六年褒賞

孝行者　同領　南郡野村　百姓
惣七　三十四歳　天明七年褒賞

孝行者　同領　日根郡岡田浦　百姓綱屋
四郎会清　四十七歳　寛政元年褒賞

孝行者　同領　菊郡加守村　百姓茂三郎伴
清七　二十七歳　寛政二年褒賞

孝行者　汀桐主膳正領分　泉郡下條大津村　浦方
庄次郎　五十一歳　安永六年褒賞

奇特者　同領　泉郡北出村　百姓
武会清　七十一歳　安永六年褒賞

孝行者　長右衛門
孝行者　さく
孝行者　さつ
孝行者　姉里

南郡下池田村ニ百姓長右衛門といふ者あり一男五女をもてり姉乃名はさく次はきさ其ものめまゆり者を長蔵後に改て又長右衛門とそいひける享保十六年父の長右衛門病て死せ時小母とし四十六長蔵まつり四歳もとよりも高ことゝぬ百姓なるに家族あく家貧しかれは姉二人つゝ年々に人に仕へ高ノ世を

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

わらしら母病乃身となるましより姉二人三人つゝ
かよるゝ出て仕へその給銀をもて母をまもひ身
をもまこくみかり寛保三年乃時よりも母中風乃
病に臥て身いたまたら居かなりて森右衛門もいや
成長し弟ハ姉と弟ハ六人にて世のいとなミも
くるしき我母乃なけきて姉とも外によめらせ
むといへと老ゆる母をみすてかたくよめるまゝへさ
ハあら孫と十年あまりまさ紀に同郡加守村乃
清三郎といへるものの母に乞て姉さわをむかへ六七
年おなし神須屋村乃傳七も姉かめをめとるまゝ

乃こまれ三人の姉ありしやう兼後も又我ろう身を
むかへまりしと母にさふことあらんにその時にいたりて
うけかまたハ母の心にもやそむかんとて古ふ人なき
屋うに我相まりけるとしめ人に渉へ又ハ手間く
にやとまゝゆきても国子麦粉又ハ菓物やうれもの
あまハみ川からハくまて母まもらめ遣き村につかへ
てもこまの用をかく事なくなのゝ二日乃ほとめを
も一日にあませそのいとるにも母をかへるまゝを
き村に川へし時ハ日こに一二度もたゝまり森右衛門
もいかく母の病いたんさとを仏神に祈しこと数

をしらせて伊勢乃宮居に七度京なる愛宕山より
五度吉野山の神にも年々にまうて住吉にも二三
年ゟ国とに七日詣なとしけり寛延元年乃去母所
そこ山に御しこゑをのゝ病をいろ御ありしといふ
に茲右衛門ハ母を負ひ婦さくつき添て詣けりそ乃
そこまでの費ハ茲右衛門ゟ耕作のいとまに日やとひに
出しわつゝれ償をさくいへ重しなきハ朝夕乃らひ
そのにも麦粉をしあるハ道にて人手物ゑむなと
せしとそこの外神事佛事なとに物ゑんといふ事
茲右衛門ゟ背に母ひ婦ゑ人ゟ内一人ハ志ゑひ重き時

も暖にさせてそくしゆさけるまへて母乃食物を
別手調し母の好むものハなくてもまゐしまとあら
ゑりし求しといへハ母乃さなせ我といふを恐ま隣
よりをくまる物なりなといひ婦者にもむとしく
くひてよといへも蔵食乃うへに飯を却ひてくへる
衣又ハよる乃ものも母にハよく紀をさせ婦者ハ法ま
さして我ゑける冬乃此ハわもゆてあくゝなりし
めんとすまとしんのまゝなら孫も母をハ中にハ孫さ
せ婦弟左右に御とひて我ゑ妬をりける母乃髪ハ茲右
手法ゝ日々に由ひ朝夕の湯あそ足ありしふなと老

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

なきあるへ乃いとふもいとまれ朝外二便食事の時
なと婦者してたまけ中風乃病なるは膝乃いたれ
はよかましとも心のまゝに喜ひぬ若夫婦ハ高も
年ぬ百姓なりしか庄屋年なるといへる者心をそへて
六七年さ紀に田一段よりをゆつまうけ居屋しき
も此年乃去ゆつまけるに母のよろしひ斜なら
ませめく庄屋の次右衛門にハ酒にくもまゝめまか
しと新ひし日三月十二日若夫婦家にまゝ孫きし
か其家ハつに豎二間半横三百半ばかりのふ
きの家にむしろをしき母をハ藁乃上に蒲團しき

あはしめ次右衛門ハ母のいふにはかせくよの産に
変物しさて楚請しかる酒者なとはけあるか
聊乃志とにくも母に志をて其孫にまゝせさる
ことなく婦ハ者にゆつる者ハ婦をこやまひて兄
者の中もむつましかりさ此事此代官よりをさ
同とり乃者又ハ志てしき従者あるひハ聟なといへる
ものに少紀せしかいつまも者かへれさとかくわゆ
高清三郎か妻乃さまハ甚子にくゆりく母を
かへるを子しとなんさ乃む孫さとくあゆて婦者
此人手銀そこはくまるもりけ雪さまき寶暦

十二年乃ことなり

孝行者勘六

勘六は長和田城下演町乃桶屋なるも母を亀といひしに熊平といへる者に嫁して二男一女を産まれ兄ハまなまち勘六弟ハ十次郎次をさんといふ熊平なくなりて後十次郎ハ人乃妻ひ子となるも称る二人を法まして七右衛門家に来り吉会清といへる子をもて里此家に来まるなり勘六ハ十二三娘さんハ八河九つまりなまゝさ七右衛門家質しくしてみつからの宅地をも質に入しかは勘六も里人に法人ゑ

下部となり十二年なとありて家にかへまり時に二十五六歳なりかくて法師にせわるほまきをいとなこその艱苦をへしむしかりなとかるにもいひ出るまとかく人とおもう篤實にしてまことに父子乃習よりもむつるしかるしとそ七年ならさ部に河合村乃八郎会清といへる者のもとに七右衛門桶ゆひ日行しに俄日中風の病ゆへましとさて家に居まるく難きさいて駕籠もて迎へ入りさゆしより療養しよ犯業ありとさけハ是乃幸さもいとまれとめてまゝむまとめしより年犯病なるまハ

をもかさまやとおもへともせんせんなし命あらん
限ハ力をはくし卿も心のうちなさやうにさそあら
まわしかれ長き月日とおもひかなもあくことにしん
あらふあらはほとおもひとりて病をもたまく
へさなり世ともみかすひ推うつまいはふハ人の
すぐあるハ我身のあめとおもひてゆめくかをこ
うりはひそといましめけまいうかくそのまとりま
り服しかり動六ある時論治右衛門といへる者の
わとよゆきて我家新くち株かくなきて面風も
さえかくしにはまき父のいさかいの内まあらまま

はくりかへんとおもへともかひなさによる人のこと
ほをし元立様よくしまてその力限を心あく
ませしかともいけとるへきもよりあらしとやせん
かくやとおもふなりて我すくいへぬる所限まつ
百五十匁にあまて出乃事ならしてつまるへさとて
むかまいハ治右衛門大工をめしてその料をとらし
めしに限八百匁ならしれ費なんといふさあらはて
小坂新田にある動六ハ伯母聟孫左衛門と動六ハ弟
長田村の十二郎ハ方にゆきて相ならしかとお
ぬし隙面ことあるまて此事かそのふ面くもあらは

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

とくして迫さほとり乃七の吾会濤といへるものに
浪をかりて徳右衛門といへる大工にうち渡せ八百
二十匁にて渡くりあらまをめけるか次乃年に力浪
なりけれハかるゝぬ浪をもかへしかりさて父ハ
安永六年ようせしを手あけるひかるさ所をに
きさして次乃年来そこまくを揚ふ古道より
十五年さ程ハ七右衛門ハ渡るふうせぬ母をさせる
病もなく家の内乃ことゆるかれしか寛政元年
乃師走より病にあしけるを兄弟ともに力を尽
し業なとしてめしか又乃年三月ハすきぬ勤六

今ハ桶ゆふ志とを弟吾会濤にゆつるを産
婦乃腰抱く事をしてしさまひとせるを家
の内乃おさめりしのゝにあらはれ人れ交をさしむけ
ましく吾会濤も又渡めやかはく町乃内のことを
あつかひてもなとく奇特なる者也なり

攝津國

孝行者　大坂町奉行支配所　加新町二町目

○孝行者　同支配所　同所

孝行者　同支配所　同本町上三町

孝行者　同支配所　同所

○孝行者　同支配所　橋通六町目

○孝行者　同支配所　同所

○孝行者　同支配所　橋通四町目

町人借屋住　七会清　歳不知　元祿七年　御褒賞

七会清妻　名不知　歳不知　同時　御褒賞

同中町人借屋住　平会清　歳不知　同時　御褒賞

同　傳会清　歳不知　同時　御褒賞

町人勝浦屋太郎会清伴清河屋　長太郎　十七歳　元文四年　御褒賞

同娘　小さく　九歳　同時　御褒賞

同伴　初太郎　七歳　同時　御褒賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

○孝行者　同支配所　同所

○孝行者　同支配不　同所

○奇特者　同支配所　農人播磨本町

孝行者　同支配所　天満岩井町

孝行者　同支配不　同所

○孝行者　同支配不　菊間屋町

孝行者　同支配不　天満一町目

孝行者　同支配不　同所

同娘　いち　十六歳　同時　御褒賞

同　満き　十五歳　同時　御褒賞

町人粉川屋　伊之湯　八十二歳　寛保三年　御褒賞

町人借屋住大和屋　熊次郎　十四歳　天明五年　御褒賞

熊次郎弟　馬之助　十一歳　同時　御褒賞

町人借屋住大和屋　宇之湯娘　ゆう　十五歳　寛政二年　御褒賞

町人播磨屋　源之湯　三十一歳　寛政二年　御褒賞

源之湯妻　大吉　二十六歳　同時　御褒賞

孝行者　同支配不　同所

孝行者　同支配不　同不

孝行者　同支配不　同所

孝行者　同支配不　同不

孝行者　同支配所　吉原町

孝行者　御代官支配所　鹿原郡熊内村

○孝行者　同支配所　西成郡下新庄村

奇特者　田安殿領分　西成郡増鴻村

同　源蔵　二十二歳　同時　御褒賞

同妹　むめ　二十九歳　同時　御褒賞

同　こめ　二十四歳　同時　御褒賞

町人借屋住清河屋　伊之湯娘　かね　二十歳　同時　御褒賞

百姓　きよ　十五歳　明和四年　褒賞

西田百姓　吉助娘　傳之郎　四十三歳　寛政二年　御褒賞

庄屋　志ゑ　四十五歳　寛政二年　御褒賞

茄左衛　五十二歳　寛政二年　誉

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

奇特者	松平遠江守領分 川邊郡上之鴻村	大庄屋	十右衛門	享保三年	襃賞
孝行者	同領 尼崎城下中在家町	町人	佐兵衛	享保十一年	襃賞
孝行者	同領 尼崎城下中在家町	町人	清兵衛	享保十一年	襃賞
孝行者	同領 尼崎城下中在家町	町人	三郎兵衛	享保十一年	襃賞
孝行者	同領 尼崎城下中在家町	町人	治右衛門	享保十一年	襃賞
孝行者	同領 川邊郡西郡波村	無田百姓	新兵衛	元文四年	襃賞
奇特者	同領 尼崎城下大物町	名主	与兵衛	寛保三年	襃賞
孝行者	同領 尼崎城下宗町	町人親右衛門妻	女	延享三年	襃賞

孝行者	同領 武庫郡西宮小濱町	無田百姓 親兵衛妻	きく	延享三年	襃賞
奇特者	同領 川邊郡深口村	庄屋	權右衛門	寛延二年	襃賞
奇特者	同領 兎原郡三条村	庄屋	源吾	宝暦三年	襃賞
孝行者	同領 武庫郡西宮東之町	無田百姓	平六	宝暦六年	襃賞
奇特者	同領 川邊郡東富松村	百姓	市郎兵衛	明和二年	襃賞
奇特者	同領 八郡郡兵庫津湊町	百姓	津右衛門	明和六年	襃賞
奇特者	同領 同所	大工	武右衛門	同時	襃賞
奇特者	同領 武庫郡小松村	庄屋	武兵衛	明和七年	襃賞

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

奇特者	同領 同不		村役人共	同時 褒美	
奇特者	同領 同所		頭百姓共	同附 褒美	
奇特者	同領 川急郡塚口村	庄屋	十兵衛 六十六歳	安永元年 褒美	
孝行者	同領 川急郡別所村	商人	伊兵衛 三十七歳	安永元年 褒美	
奇特者	同領 兎原郡中野村	庄屋	四郎右衛 五十七歳	安永元年 褒美	
奇特者	同領 同不	年寄	半右衛 四十六歳	同時 褒美	
孝行者	同領 尼崎城下大物町	町人	次郎右衛 五十歳	安永元年 褒美	
孝行者	同領 尼崎城下風呂辻町	町人	久四郎 十一歳	安永元年 褒美	

奇特者	同領 川急郡別所村	商人	八右衛 歳不知	安永二年 褒美	
奇特者	同領 兎原郡小畑村	年寄	吉右衛 六十八歳	安永三年 褒美	
奇特者	同領 川急郡神崎村	庄屋	治兵衛 四十九歳	安永三年 褒美	
奇特者	同領 川急郡蓮牧村	庄屋	吉右衛 六十七歳	安永四年 褒美	
兄弟賭者	同領 尼崎城下市庭町	町人 形案伊助弟	森蔵 十二歳	安永六年 褒美	
奇特者	同領 武庫郡東大鴻村	庄屋	九右衛 六十一歳	安永六年 褒美	
奇特者	同領 八部郡坂本村	庄屋	茂右衛 七十二歳	安永六年 褒美	
孝行者	同領 尼崎城下藥地町	町人 日雇稼仁之丞娘	大川 二十二歳	安永六年 褒美	

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

孝行者　同領　武庫郡　時友村
奇特者　同領　川邊郡　別所村
奇特者　同領　飛原郡　小浜村
奇特者　同領　飛原郡　森村
奇特者　同領　川邊郡　東富松村
奇特者　同領　飛原郡　小畑村
風俗宜者　同領　川邊郡　西難波村
風俗宜者　同領　同所

無田百姓　忠兵衛　二十四歳　安永六年　襃美
庄屋　清右衛　七十歳　安永七年　襃美
庄屋　茂次郎　七十三歳　天明元年　襃美
年寄　茂兵衛　七十二歳　天明元年　襃美
年寄　三郎右衛　六十八歳　天明元年　襃美
庄屋　又兵衛　六十七歳　天明二年　襃美
庄屋　新六　三十二歳　寛政元年　襃美
年寄共　同時　襃美

風俗宜者　同領　同所
孝行者　同領　川邊郡　塚口村
孝行者　同領　尼崎城下藝地町
農業出精　同領　川邊郡　萩野村
孝行者　同領　川邊郡　東難波村
孝行者　保科越前守領分　三馬郡　上津下村
孝行者　同領　能勢郡　長谷村
孝行者　同領　川邊郡　岩屋村

無田百姓　勘四郎娘　さよ　四十四歳　寛政二年　襃美
町人　宇兵衛　三十六歳　寛政二年　襃美
無田百姓　仁右衛門妻　志波　四十四歳　寛政三年　襃美
百姓　市郎右衛　四十一歳　寛政三年　襃美
百姓　傳左衛門妻　かや　三十歳　寛政三年　襃美
百姓　弥三右衛　三十八歳　寛政三年　襃美

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

奇特者　同領川重郡戸ヶ内村　三田百姓借屋住　太郎右衛　四十四歳　寛政三年褒賞

孝行者　同領川重郡戸ヶ内村　百姓　市十郎　二十六歳　寛政三年褒賞

孝行者　同領川重郡桑津村　百姓佃十郎弟　利八　三十二歳　寛政三年褒賞

孝行者　同領川重郡酒井村　百姓新右衛門二男　佐七　二十四歳　寛政三年褒賞

孝行者　同領川重郡酒井村　百姓　市次郎　三十二歳　寛政三年褒賞

○孝行者　能勢籠前寺知行所能勢郡地黄村　百姓　政八　三十一歳　天明七年褒賞

孝行者　同知行所能勢郡下田尻村　百姓与三兵衛娘　かを　二十四歳　寛政元年褒賞

孝行者長太郎

孝行者とく

孝行者初太郎

孝行者いち

孝行者まこさ

大坂橋通四町目乃町人勝浦屋太郎兵衛といふものは
五人乃子あり兄ハ長太郎とて十七歳次ハいちとて
十六歳次ハまさとゝ丹十五歳次ハとくとて九歳末
ハ初太郎とて七歳にあまりてまつの中に長太郎
ハ養子にて家名を淡路屋といふ妹乃とくを奥

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

しておりし所六町目にもみそり徳るに父の太郎
兵衛回船に積あるし荷物をうるに代なし破船し
てうせたるまと歎きさる科によりて元文三年十一
月に三日さらして獄門にかけらるへきむ孫等迄
かもさらせ後日数乃うち又人のもの町奉行所り
打つまゆさて我々又人乃命をめして父の罪ゆる
させ給へといひ出けるさ両孝心乃誠世にあらひなく
見えしかも此城代太田備中守かくと守え河海
に次乃とし三月大嘗會乃大赦によりて父の死
罪をなくめられ重追放に行ける又人乃若も事

捨へなくゆるし賜まるまそり

孝行者かう

大坂南問屋町にかうといへる女あり妻母のさま
いふもの病にかしけるを一人にくかひくしく
まるまそひ事能ある時ハ己の業をも怠らせ勤め
んをはらして喜ひ給ふかひもなく天明八年に
うせぬかくて後も養母乃教をさまりく家業をさ
けて稚捨ひにも立交ら孫ハ相見にいさかはしなも
なく常に歎ふくおまくまわさをいとかこ朝夕の
食物も香乃相一川にかさりまあらく身をつま

やうになし家をかまはねをかひぬるおひめもなく御
も人乃情におつることなりき母乃一周忌にも不行
かゝらひあらて相償屋をしものに心ちよりの果をく
くりあやしの食事を設ゆ近所乃者を我うさに
よひてもてなし佛名を唱へさせ菩提所にも詣て
心乃ときり法事をそいとなるけるいとゆなき者と
いひ女乃身といひかゝるまひ孫しとて町奉行小
田切土佐守松平石見守より呼えよしかも寛政二年
正月かうか十五歳乃時銀賜ありて御褒美あり
き

孝行者志を

志をハ西成郡下新庄村乃百姓太助か繼子也母のかん
此太助に再嫁せし時具し来ましるゝ二十年ありし
さ紀に伊会湯といふものを聟に呑て志をにめあれ
せかりをとより湯つしくて田畑もなりしかも伊会湯を
人乃田を小作し志をハ日傭乃業をいとなゝ支婦力を
たして二親を養ひ繼父の太助ハ弱者なるゝぬけ
しき生まれなるに牛法なひて耕をことをよくし農
業乃外他事なく田畑に出ても耕作に怠ることのを
みまれ口なへてなく志をかに罵りけるなとに

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

人みな美名して雷太助とよひ童頭乃語にも烈
しさ事をもて太助とそいひなすらいしかる聟乃
伊三湯も力乃及ばむかさりはよく清久なるまゝにも
ゆくゝ心にかなはん事覚束なしとや四人なしこ子
をも捨し並て十七年先に出ゆきぬ母はこれより
病がちになり太助も腰いたゝて世渡りのまさかなはい
さるまゝは村人たゞ一人か養育をんりとかくせひ
ゑめ再び聟を迎へよとすゝめもれとかましゐなる
人乃来りかれ親乃心をとり得ましてよも出行ぬべし
其身乃いひ甲斐なきをはいはしして父母乃名をたてん

もはらりかたし爾此まゝにてあるさいそ中々心やすきを
まゝにさてへて出ゆいまさるまし娘はよやとて十三歳次は
ようとて八歳其次は九ゝ助とく四歳末はいそとて当歳
なるまゝかはらかに力をいくとも父母を養ひ遂ん事
心に満ませしとおもひとりてよやをは次乃としその村人は
年を限て清へさせるなも又大坂まやつまて奉公させ
ぬ九ゝ助は八歳にくうをいそはおとにおさかるまゝはさすと
りに見ようかたりて十四まゝくそたゝく見なくも四年さ
こさに年季乃奉公に出しやうくにして家内をよふさ
是は人に雇ようまゝ我は絶対をいとなゝて世渡りをなし

けるかやとなき迄乃勤も等栄なりさるましかハやとふ人を
又多かりけるを朔ハとく起て食物を調へ屋ハ必ゆりて
飯をもとめ菜をあたへ雇ハ迄の日数終りまて ゆりぬ迄
ち粉も已かんのまゝにそ法へ等る又屋のうちかよひて人
に法へし事をしらるの服をうかひて二親をかへりミ和
刻しき中にくも醫菜まさハ食物をハとかくして好ミ此
とく求めあたへ二便乃穢をとりおさむる志と尚くも殆る
志とかく扱ひ分り寛政元年六月十四日の比より面くけ
しくまりて三四日の間やむことなりしに粉も降法
きなハ水出ぐ悦のさきまんともなりかたし病ぬる親

ことらする身ハ用ことをしへさわなりとて里の内にて
も笑林寺といへるハ地こるさ所なるましかまた物をく小
屋をかりて二親を稱をしに果して重須の夜神淡
川あまして加僧村といふ所乃悦をくつし已か村にも
水溢まさく床のうへまて湛へしかとか稱てのまゝ事
よかるましかへ難かく父母を喪へる又母すしき十二月十
八日乃事なるこの志をも雇くまに出さりし詔まていた
してのあやまちくん火桶の火とくん稱り家乃内烟
となりけるを二親ともに病志といひかつハ老の身此打
けまへさ力もなくあまてまとひしとをさかとり

乃老とも能来りて心かくして二人を為せけ出し
かりしをもせかへるまて此をさ為に抱ろさられと二
親乃なくことなきはみくしろ抱ら為をさ清り葉
をとひ来りてすゝめそのゝち火を救へかものにむこひ
て礼ひけるさ為ゆゑ誠能をまとうしとゝ為みる人ことに
感しあへる父ハ吳名とりきるたをしこさとのあるか
後にかまゝ志に感して訪ひ来る人日も志もの年
は乃孝養身にあるまて更に娘とも抱わらすなと
かゝ為なしとなん夫に別ましより十六年の間いさ
をうも怠る事なくはたへけるか太助ハ同二年正月

七十三にてうせ母も七十にてそれ九月なくなれり
太助ハ今ハのきはにも志をにむこひて実の親なら
ぬを季月深切なるし孝養乃なとわをまとかくし
とて嘗をあませ為こはく終るをうしれらの事
代官羽倉権九郎ゆゑあるしかも次乃ゆゑしの
二月に銀給ありて孝を能くし給へる

孝行者政八

政八ハ能勢郡地黄村の百姓吉右衛門子なり母を
ゆくといひ身を林蔵といひしの父と弟ハ大工乃業と
なして耕作乃事ハ政八に乃こせさをそれハわさそ

力をあらして茶葉をはとめ三人の者を書ひくり
家貧しくていとまなき中にも朝は母を助ゆるく
食物を調へ食後のとり物さめまくみつくるし夕
も少く帰りて母の労にかはるまさ仕業をはかなる
にも母にかさしめていさゝかにくも父母のやましき
くしきみゆまは農業又は外の用事をもなけ
うらて母抱に心を尽しよろ川ぶる所なく扱ひ
ゆれとも父母は老ぬるに志ひて身を愛し
政八には情こうしき紀伐恨もせまし母はわゆて
言葉多き者にて林苑のあやまちをも政八は

聞せしく罵るをいさゝかも言葉をかへさすみな己の
あしきとて夢を和らけくそいひまなけることを
多田院に満仲権現の開帳ありけるとさあまたれ
人を雇ひかるに政八も農事の暇ある時にて平
日の間雇ひまた行ぬ多田院までは道のかと三里河
まはるに国侍村より一庫村まく一里ばかりは
険阻の高山左右にそはたちて道細くして谷川
その間をなれ量さへ猪猿むまあそへ夜ゆく
杭根のあくひ石をさゆまゆ洋来の人も希
なるを風雨の厳しもなく初夜のころよりまた多田

院を出て一夜をさに父母をかゝりを朝をまゐて
明さはかしこふゆく事二十五夜つ度もかく
さらかゝるしかは見ぬるもの感しあひてかくと
他所に告ゝまゝ褒美乃銭あたへしは天明
七年三月乃事なりき

孝義録巻之一

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197
ガラス使用

136
50
197

国立国会図書館　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用

国立国会図書館　　タイトル『孝義録』　請求記号 136-197

ガラス使用